

市営駐輪場

受け付けは3月25日から

市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある有料駐輪場の平成30年度利用許可申請を3月25日(日)から受け付けます。

対象車両は自転車、原動機付自転車(125cc以下。JR成田駅東口駐輪場は50cc以下)
利用期間 4月1日～3月31日
申請に必要な物(次の物を持ってきてください。ない場合は許可証(ステッカー)を交付できません)

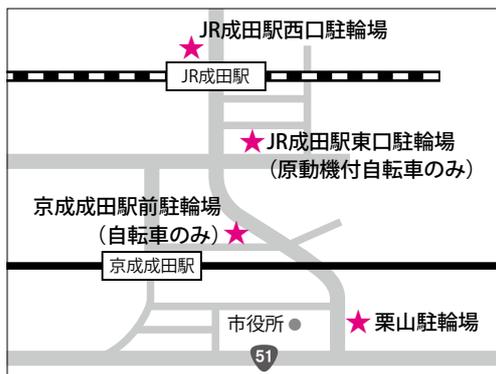
表1 期日と会場

期日	時間	会場	対象
3月25日(日)	午前9時～午後3時	市役所1階ロビー	市民
3月26日(月)から(土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	交通防犯課(市役所2階)	市民、市民以外の人
4月1日(日)	午前9時～正午		

表2 使用料(年間1台当たり)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,080円	1,540円	6,160円	3,080円
原動機付自転車	5,140円	2,570円	1万280円	5,140円

- 高校生以下の人は在籍を確定できる物(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)
- 使用料(表2。つり銭のないように持ってきてください)
- 自転車の車体番号と色を控えた物
- 原動機付自転車のナンバーと車体の色を控えた物



- JR成田駅西口駐輪場のゲート内を利用している人はICカード
- バイと車体の色を控えた物
- 使用料の免除(次の人は使用料が免除となりますので、証明できる物を持ってきてください)
- 生活扶助を受けている世帯に属する人
- 残留邦人などに対する支援給付を受けている人
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳のいずれかの交付を受けている人
- 知的障害者更生相談所で、知的障がいと判定された知能指数が75以下の人

○ 配偶者のない母親または父親で、18歳未満の子を扶養している人とその人に扶養されている18歳未満の人

○ 特定疾患などにより長期にわたり治療を必要とする人

※申請は1人1台限りです。駐輪場の併用はできません。くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

ジェネリック医薬品

差額通知を送付

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間経過後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかお知らせするものです。通知の対象は25歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、3月9日金までに保険年金課(☎20・1526)に連絡してください。すでに連絡している人は、必要ありません。

※くわしくは同課へ。

過激派アジト

発見にご協力を

県警では、テロ・ゲリラ事件を引き起こす過激派を徹底して取り締まっています。

過激派は、善良な市民を装い、マンションやアパートなどに潜んでいる。身の回りで「何か変だな」と思うことがあったら、迷わず110番または成田警察署(☎27・0110)へ連絡してください。

過激派は次のような特徴があります。

- 部屋へ出入りする際、異常に周囲を気にしている
- 近隣の住民と接しないようになっている
- 部屋の中で工具類を使う音や火薬・薬品類の臭いがする

※くわしくは同署へ。

市長日誌



2月1日～15日

2日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会
3日	成田山新勝寺・宗吾霊堂節分会
6日	成田用水事業推進協議会による農林水産省への要望活動
8日	印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会
10日	防犯まちづくり講演会
11日	消防出初め式
12日	青少年交流綱引き大会
13日	こども茶論(中台小学校)



式辞を述べる(11日)

多量のごみ処理 集積所に出さないで

引っ越しなどで出る多量のごみや資源物を各地区のごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を依頼してください。

また、ごみの中には衣類や布類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがありますので、正しい分別を心掛けてください。

処理施設へ自己搬入

- 可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)
- 資源物：成田市リサイクルプラザ(☎36・1000)

受付日時 月々土曜日(祝日を含む)

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Ｊアラート)とは、気象警報や武力攻撃などを瞬時に伝達するシステムです。市では、この緊急情報を市民の皆さんへ伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認することもできます。

日時 3月14日(水)午前11時

放送内容 ①「これはＪアラートの

テストです(3回繰り返し)」「こちらは防災なりたです」、防災行政無線チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により、中止になる場合があります。※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

し尿のくみ取り

変更があったら連絡を

引っ越しなどでくみ取りが必要・不要になったとき、世帯主などを変更したときは、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。

支払いは便利な口座振替で

料金の支払いは口座振替の利用が便利です。納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、市内の指定金融機関または郵便局で申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課へ。

印旛沼の水質保全

環境にやさしい農業を

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所では、印旛沼の水質保全につながる循環かんがいの整備に伴

い、環境にやさしい農業を推進しています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らすことや、浅水代かきなどにより濁水の流出を抑えることで、環境負荷が軽減されます。印旛沼の水質を守るため、環境に配慮した農業に取り組みしましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

転入・転出・転居届

手続きを忘れずに

住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)・下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧

外国人登録証明書)が必要です。日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。詳細は3ページで確認してください。※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)、年金手帳(加入している人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証・年金手帳(いずれも加入している人)

都市計画の決定・変更

関係図書の縦覧

2月27日に告示した都市計画の決定・変更について、関係図書を次の通り縦覧できます。

縦覧場所 Ⅱ 都市計画課(市役所5階)

内容 Ⅱ 成田都市計画・市場の変更(市決定)、用途地域の変更(市決定)、地区計画(美郷台小学校地区)の決定(市決定)

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

市・県民税と所得税

申告は3月15日まで

市・県民税の申告と所得税の確定申告を3月15日(木)まで次の通り受け付けています。混雑の状況によつては、時間内でも受け付けを終了する場合がありますので、注意してください。

市・県民税の申告 Ⅱ 右下表の通り
 所得税の確定申告 Ⅱ 右下表の会場と成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール・午前9時～午後4時)提出は午

申告会場と受付日時

会場	受付日	受付時間
市役所6階 中会議室	3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)	午前9時～正午 午後1時～4時
	公津公民館 保健福祉館 久住公民館 中郷公民館	3月1日(木) 3月2日(金) 3月7日(水) 3月8日(木)
三里塚コミュニティセンター	3月9日(金)	

後5時まで)。ただし、次の人は成田税務署特設会場で確定申告をしてください

- 分離課税譲渡・配当等・先物・山林・退職所得)の申告をする人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- 農業所得や営業所得のある人は、収支内訳書を作成してください。

また、平成28年分の収支内訳書(控用)も併せて持ってきてください。

マイナンバーの記載が必要

市・県民税、所得税の申告には、マイナンバーの分かる物と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要

また、扶養控除などを申告する場合は、被扶養者のマイナンバーを記載してください。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)または市民税課(☎20・1513)、マイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。

飼料用米の推進

稲作農家の皆さんへ

食生活の変化や高齢化などにより、米の需要は全国で毎年約8万吨も減少しています。生産量が需要を上回り、在庫が増えるとも米価下落の原因となります。

飼料用米の生産には既存の機械や施設をそのまま使うことができ、国や県からの支援策が受けられ

す。主食用米の需給改善を図るため、飼料用米の生産に取り組んでみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

水道・下水道

使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、ヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡して行ってください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みが出来ます。
 ホームページ = <http://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>
 携帯サイト = <http://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>



ニュータウン地区は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

不要な自動車

適切な処分を

道路などに放置された自動車は通行の妨げになり、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。市では「成田市放置自動車の発

生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

不要な自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

